

第 157 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 27 日 (金) 午前 10 時 ~
2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
3 出席者 会 長 : 金子 忠一
副会長 : 横田 樹広
委 員 : 佐藤 留美 井之口 喜實夫 檜垣 盛喜
柴田 さちこ 宮原 よしひこ 有馬 豊
橋本 けいこ 岩瀬 たけし 植松 正一
西貝 嘉隆 石川 寿生 中山 幸治
富岡 康雄 谷口 光男 木内 幹雄
中村 壽宏 市川 祐司
理事者 : 都市農業課長 環境課長 開発調整課長
道路公園課長
事務局 : 環境部長 みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
5 傍聴者数 5 名 (傍聴人定員 10 名)
6 次 第 1 開会
2 審議
(1)練馬区みどりの基本計画の改定について
(諮問第 189 号)
3 報告
(1)保護樹木の新規指定について
(2)保護樹木の指定解除について
4 その他
5 閉会

7 会議内容

みどり推進課長 皆様、おはようございます。定刻となりました。本日はお暑い中、またお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。事務局を担当いたします、みどり推進課長、塩沢です。よろしく申し上げます。

まず初めに、委員の変更についてご案内します。6月27日付で区議会議員の選任がありましたので、今回新

しく、第20期練馬区緑化委員会委員となる方の委嘱いたします。委嘱状は既に席上に置かせていただきました。お名前を環境部長から紹介する形で委嘱にかえさせていただきます。

環境部長 環境部長の古橋です。どうぞよろしくお願いいたします。
私から、新しく第20期練馬区緑化委員会委員となる方を紹介いたします。
柴田さちこ委員でございます。

F委員 よろしく願いいたします。

環境部長 宮原よしひこ委員でございます。

E委員 よろしく願いいたします。

環境部長 有馬豊委員でございます。

有馬委員 よろしく願いします。

環境部長 橋本けいこ委員でございます。

A委員 よろしく願いいたします。

環境部長 岩瀬委員には、引き続きでよろしく願いいたします。
以上でございます。

みどり推進課長 皆様のお手元に新たな緑化委員会の委員名簿をお配りしましたので、ご参照いただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、事務局から出席委員数を報告いたします。

ただいまの出席委員数は17名です。当委員会の定数は22名です。過半数の出席がありますので、本委員会は成立しています。

なお、藤崎委員、中野委員、内堀委員からは、所用のため欠席との連絡をいただいています。

また、区側理事者の都市整備部都市計画課長については、本日、所用により欠席させていただきます。

以上でございます。会長、よろしく願いいたします。

会 長

改めまして、おはようございます。

第157回の緑化委員会を開催いたしますが、本日もみどりの基本計画の改定の骨子について、ご議論いただくこととなります。

今期から新委員の方もいらっしゃいますので、改めて全体像を確認することが本日の主な議題になると思いますので、よろしく願いします。

それでは、審議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

なお、本日の委員会は1時間半程度、12時前までを目途に閉めたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

みどり推進課長 （資料確認）

会 長

それでは、次第に沿って、委員会を進めたいと思います。

審議事項の（1）練馬区みどりの基本計画の改定について、審議を行います。資料の説明を事務局よりお願いいたします。

みどり推進課長 資料の説明に入る前に、スケジュールの変更のお話をさせていただきます。

前回の委員会で、本日の委員会で答申をいただくというお話をしましたが、その後の審議の中で、ご意見をいろいろいただきました。本日はまだ、こちらの資料の作り込みも含めて、答申には至らないかと思います。答申については、10月に予定している次回の委員会でいただくということで進めたいと考えています。

しかしその後のスケジュール、来年3月末に改定することは変わっていません。ご了解のほど、よろしく願いいたします。

（資料1説明）

会 長

基本計画改定骨子について、全体的な、基本的な考え方と、それから目標、基本方針のあたりを中心に改めてご説明をいただきました。

ただいまご説明いただいた資料1について、委員の皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

A 委員

今回委員になりましたので、みどりの基本計画について、改めて伺えたらと思います。

緑被率30%を目指すということで、みどり30推進計画を練馬区は推進してきたと思うのですが、なかなか難しいというお話がありました。今回の中身を見せていただいて、計画のフレームとしては、みどりの基本計画とみどり30推進計画を合わせたものとして、今回のみどりの基本計画ということですか。

数値的なものについては、次回の実態調査をもってというお話だったのですが、もう少し詳しく教えていただけますか。

みどり推進課長 これまでの実態調査の中では、住宅地のみどりを増やすという視点でデータをとっていないことから、次回の実態調査の中に盛り込んで、目標とする数字を設定していきたいと考えています。

A 委員

今回、計画を見せていただきますと、今、数値はわからないのでということですが、1ページに、みどりの実態調査を2023年に行って、中間の評価、見直しをしていくと書いてあります。

緑被率30%について、実態はそこからは遠いわけですが、もうこだわることをやめてしまうのか。それとも、実態調査を行うからには、あくまでもこだわることも考えて、区民の皆様に、みどりを増やしていくような働きかけを今後区が行うかどうか伺います。

みどり推進課長 民有地のみどりには、生け垣であったり、沿道であったり、屋上緑化とさまざまあります。この取組みは非常に重要なものです。生け垣を何メートルにしろと、行政のほうから言えるものではありませんが、区民の皆さんが自らやっただけのよう啓発をしていくことは、民有のみどりを増やすことにつながります。さらに、緑被という観点からも、減少の歯どめに少しはなると考え

ています。

先ほどもお話ししましたが、今以上に、駐車場をつぶして緑地にしたり、あるいは屋根を全部緑化にしたりという倍以上の取組みを民有地でやっていただければ、緑被率30%に近くなるかと思いますが、そこまで行政で制限するというのはなかなか難しいところです。

A 委員

区がお願いできない、達成が難しいというお話も伺いましたが、こだわっていくのかどうか、改めてお考えを伺いたい。それから区民に対する働きかけも積極的にされるかどうか、お願いします。

みどり推進課長 緑被率30%にはこだわられません。できないからというよりも、先ほど申しましたように、緑被率30%をつくっても、区民の実感できるみどり、満足できるみどりというのがどこまでできるのかわからないからです。40年前の練馬では緑被率30%ありました。そのときの区民がみどりに満足していたのかわからない中で、今それを目標にするというのは現実的でないと考えています。

A 委員

お考えはわかりました。まとめさせていただきます。私としましては、みどり30推進計画、平成19年に立てたという計画で、遠いときに立てたものではないので、こだわっていただくということをこれからもお願いしたいと思っています。

また、区民の方に働きかけ、そういうふうにこだわっていくというところの視点で働きかけを今後もお願いしたいと思います。

B 委員

先ほどからの説明の中で、民有地のみどりが減っているとおっしゃっていました。

2ページには、これまでの反省として、1つが、個人の力だけではみどりを守り増やすには限界があるということでした。そのとおりだと思うのですが、そこからの結論として気になったのが、個人の力だけでは限界があるという一方で、区民がみどりを支えることで、より豊かなみどりを生み出すというような説明でした。こうなってくると、行政がどうやって積極的にかかわってくる

のか、見えないと思ったのです。

ですから、もちろん個人の力ではできない、区民の力も必要だということとともに、この中に行政としてどうかかわっていくのか、どうしていくのかをもう少し入れたほうがいいのではないかと思います。

みどり推進課長 区のかかわりは、次の4ページの右下に書いてあります。先ほどもお話ししましたが、区だけではできない、または地元の人たちだけでもできない、そのために区民の活動を支えるさまざまな支援があります。

その間に入るのが、中間支援組織です。区は、中間支援組織と連携をしながら、さまざまな区民、団体に取組みの支援をしていきます。それは人的であったり、予算的な部分であったり、活動をしやすいように支援をしていくというところでは、区としても、その責任を受けとめています。ですから、ここに入れるかということは考えさせてもらえればと思います。

B 委員

今のご説明もそうなのですが、やはり目標としてどうやっていくかという基本的な考え方として、ぜひこの中にも入れていただきたいと申し上げます。

もう一つ、資料1-2に関連してお伺いします。住宅地のみどりを増やすということについては、次回の実態調査で状況を把握して、反映させていくということでした。今回の計画は基本的には30年後に向けた10年間の基本的な考え方を示していくというものです。一方で、次のみどりの実態調査は平成34年、2022年で、実際にその見直しをするのが2023年、つまり5年後になってしまうのではないかと。ということであれば、やはり最初の段階からある程度の数値目標というのは示すべきではないかと思います。

みどり推進課長 今ある生け垣とか、住宅のみどりといった実態のデータがないということはお話しさせていただきました。住宅のみどりを増やす取組みは、これからもさまざまな啓発をしていきますが、数字として今、実態がわからない中で、いい加減な数字を目標値に置くわけにはいきません。ただ、取組みの視点として、暮らしの中に住宅のみ

どりを増やしていくというところで落としたものです。次回5年後の中間のときには数字として出していくということで、ご理解をいただきたいと思います。

B 委員 5年後というのは、できれば違う形でもいいので数字を出していただきたい。

あともう一つ、このみどりの量についてですが、区民が実感できるみどりで30%ということでしたが、緑視率が30%ということなのですか。

みどり推進課長 緑視率も1つの目安になりますが、緑視率は、画角といいまして、一定の角度の中でその人が見た、目の中に入ってくるみどりの量です。

考え方としては緑視率に近い部分がありますが、今回の実感できるみどりというのは、さらにそれをもっと広げたものです。いずれにしても、緑視率の25%というのは一つの目安になるのは事実です。

B 委員 もう一つ伺いたいのですが、では今、緑視率なり、そういった区民が実感できるみどりにかかわる練馬区の指標というのはあるのでしょうか。

みどり推進課長 現在、指標はありませんが、例えば、緑視率を今回の実態調査の中で行っており、国の緑視率25%というのは1つの指標となります。それ以上に「区民が実感できるみどり」を30%として掲げていくというものです。

会 長 ほかの方はいかがですか。

C 委員 資料1-1の1ページの「計画の位置づけ」に、ランドデザイン構想とみどりの風吹くまちビジョンが図示されています。

ランドデザイン構想とみどりの風吹くまちビジョンは、名前としてはこれでいいと思うのですが、私たち区民の立場から言うと、わかりづらい。何を言っているのかわからない。

具体的にアクションプランに移すことが大切です。3ページに「区民が守り育てている『ねりまのみどり』を

増やしていくみどりのムーブメント」をつくるということは、区民が自動車のエンジンになるということ。区民が主体的ということは、区民がやる気になるということです。それにはわかりやすくなければだめです。

これが悪いと言っているのではないです。高等な表現だから、わかりづらい、そういう意味です。スマートにはできている。しかし、昔の言葉で言えば、鉄砲玉を2歳か3歳、1歳の子どもに食べさせたらだめですよ。のどにつかえて死んじゃうから。やはり、そしゃくして、飲みやすくして、あ、甘いなといって子どもが飛びつくように、区民が飛びつくようなアクションプランをこれから構成していったらいいのではないかと私は思います。

もう一つは、6ページの図はよくわかります。しかし、温故知新という言葉があるように、歴史的背景をよく考察する必要がある。なぜかというと、練馬は石神井川を中心として練馬城址公園とか石神井公園があって、そのほか畑があって、川があってという歴史的な背景。それがここにみどりが残っているという由来になっています。そういう地勢学的な自然の姿というものを生かさなければ成り立たない。

ですから、そういう地域の特徴というものを生かして、ここは昆虫の村にするのか、ここは花のところにするのか、あるいはここはしだれ桜の街道にするかというような、いわゆる地勢学的な面からの考察が必要だと私は思います。

ですから、区民のみんなが入って、わかった、じゃあやろうという気持ちにさせることを考えなければいけないと思います。

みどり推進課長 片仮名がわかりにくいというのは、これは区が統一した表現なものです。ただ、委員言われたように、アクションプランには、どのように区民が取り込まれて、それに対して区が支援したり、あるいは区が中心となったりすることが、具体的に書いてあります。年度計画と予算立てという中で位置づけた上で、約束をするという形で取り組むものだと考えていますので、区民の皆様との理解と協力はなくてはならないものだと考えています。

また、6ページのみどりのネットワークについては、

単純に今ある公園と将来的にできる公園を落としたものです。特徴的なところは、さらに生かしながら、もっと増やすようにという取組みは大事だと思います。今後、見せ方も含めて、つくり方のときは十分配慮していかなければいけないと思います。

C 委員

私が思うのは、行政主体では、お金がかかるから無理だと考えます。区民主体だと、みんなの意志で何とかなるから、お金がかからない。

区民主体ということは、区民がやる気になるということと同じことなのですが、新しい試みであります。人間のやることは間違いがありますので、区民主体で試行錯誤を繰り返さざるを得ないと思います。行政が前面に出るといえるのはいかなものかなと思います。

住民が、一人ひとりがやる気を持つには、この計画を区民がそしゃくできなければだめです。具体的にこれだよというものを見せて、わかった、じゃああっち行こうという方法を考えてやらないといけません。

みどり推進課長 まさに区民主体が非常に重要だと思います。先ほど申しましたように、では区民だけでできるかということ、やはり最初の小さな動きの中では支え、それをもっと大きくする力が必要になります。そこにはやはり、中間支援組織がなくては、区民の小さな団体が大きくなることは難しいと思います。やる気のある区民の皆さんをどんどん育てていって大きくなってもらうためには、中間支援組織の存在が非常に大きい。区としても支援もします。ただ、一緒になって、この中間支援組織と区民の皆さんが動いていくというようなイメージで取り組んでいきたいと思っています。

D 委員

内容を見せていただきまして、整理されて素晴らしいと思いました。特に3ページの区民参加から協働へというところで、自分の興味に合わせて楽しむから、活動に参加して主体的に行動するという流れです。私たちも環境教育で、気づく、学ぶ、行動するという流れをつくっているのですが、まさにそういう形で、人が自分で行動する形に成長していくと思います。その右側に広がって

いく、葉っぱがたくさんあって、オープンガーデン参加とか、ねりマルシェとか、いろいろな区民の活動が書いてあります。そういう具体的なところというのが落とされていて、非常にいいと思いました。

大きく2つあって、1つは、具体的に落とされている葉っぱのところが、実際の施策にどのように反映していくのかということなのです。

それから、ムーブメントの段階1のところの楽しむ暮らしを实践ということなのです。ジョギングの方は普通の方かと思うのですが、区民農園や菜園を楽しむ方は、もともとみどりが好きで、興味ある方々だろうと思うのです。

おそらく、そうではない方々のほうが圧倒的に多くて、そういう自然にあまり興味がない、みどりのことをやったことがないという人を、どのように巻き込んでいくかというのが非常に必要だと思っています。例えばマルシェとかイベントの話はあちこちらばっているのですが、そのイベントに広くたくさんの人に活動に参加してもらうきっかけづくりを書き込めるといいと思いました。

段階2が学ぶになって、段階3が主体的に行動するという形になると思います。段階3で、中間支援組織の役割は非常に大きくなりますが、段階2でも、段階1でもかかわってきて非常に重要だと思っています。そのところがわかりやすく書いていただけるといいと思いました。

段階3の自分事になったときに、わりと決まったようなこと、自主管理団体立ち上げとか、憩いの森の育成計画づくりと団体立ち上げとか、具体的に書かれています。これも具体的でよいのですが、おそらく区民発信の、自分たちのアイデアで、いわゆるそのみどりを楽しんでいくとか、自分事としてやっていくとかというような活動というのは、いろいろ立ち上がってくるのではないかと思います。

そういったところの受け皿的な記述も必要ではないかと思っています。区のほうで考えていないようなことも、もしかすると区民企画で持ち上がってくるかもしれない。そういうところの受け皿的なところが中間支援組織になると思いますが、そういうもう少し自由な発想というのを受け取っていくという雰囲気も欲しいと思います。

このムーブメントは非常にいいなと思っています。それとあわせて、今度基本方針を見ていたのですが、10ページに、重点施策やその他の施策が書いてあります。ここはまだ整理が必要なのかと感じました。「基本方針1 みどりを守る・増やす」は、基本的には保存とか維持・保全、創出とか、そういうことでみどりの量とか質とかという部分になると思います。

基本方針2の重点施策として、「区民協働の機運醸成のための仕組みづくり」というところがわかりづらいと思います。協働がここに出てきていますが、「基本方針3 みどりでつながる」の施策も協働関係ですので、この辺の整理がどうなのかと思います。

基本方針2は、基本的にきっと普及啓発ということと書いたのです。右側の施策に、情報発信とか、学習の機会をつくっていくと書いてありますが、これは子ども向けだけなのです。大人に対しての人材育成が非常に必要になりますが、それは基本方針3に入っています。ここは整理したほうがいいと思います。

基本方針3では、「みどりでつながる」ということで、交流とかだけではなくて、もっと広がっていくイメージ、いろいろな人たちがつながってネットワークをつくって、それを支えていく、協働のイメージをもっと強化していてもいいと思いました。

資料1-2に、基本方針3の「みどりでつながる」に、「みどりの利活用を通じた、人と人との交流を促し、安心して暮らすことのできる魅力ある地域を育みます」というところが、何を意味しているのかいま一つ、ぼんやりしている感じがします。ここをもう少しご説明いただきたいと思いました。

もう一つ、別の切り口ですが、生物多様性が今回重要課題に入っています。生物多様性に関する方策は、練馬区もそうですし、別の区市町でも、今は必ず入れていくようです。実際にそれをどのように進めていくのか、施策にあまり反映していません。左側の施策の体系と生物多様性に関する方策との連携がどのようになっているのかと思います。

あとは、実際にこう言っても、きちんとモニタリング調査をして、分析をして、それが、では10年後減

ったのか増えたのか、どの地域を重点的にやっていくのかとか、そういう具体的な施策になっていかないと、絵に描いた餅になってしまうといつも思っています。生物多様性に関する方策をきちんと施策の中に落とすことが必要ではないかと思っています。

それに関連して、7～9ページの将来イメージは、すてきなイラストがあって、すごくわかりやすくていいな、区民の方に届きやすいイラストだなと思ったのですが、生物多様性についてはここに載ってないような気がしています。9ページにカブトムシの話が出ていますが、これは別の話で、生物多様性というよりも練馬の生態系というのをこの都市の中につくっていくという、非常に重要な実践だと思うのです。憩いの森とかだけではなくて、例えばお庭とか公園のガーデンとか、そういうところでも生物多様性に配慮したガーデニングとか、あと学校でビオトープをつくっていくとか、そういった具体的に生き物がそこで育まれて、生態系ができていくと思います。

今、9ページに、鳥が1羽だけイメージがあるのですが、蝶とか、蛙とか、ほかの動植物も、ぜひ。特に湿地の生き物が、今減っています。そういったものも生息していますので、そういうところをきちんと区民の方々も認識して、一緒に守っていこうという気持ちになるようなイラストが追加されるといいと思いました。

みどり推進課長 イメージ図には、生物をもう少し盛り込んで、身近に感じられるような表現にしたいと思います。

施策への反映についてです。10ページの施策体系の中にそれぞれ盛り込んでいますが、3ページの取組みを葉っぱに落とし込む中ではなかなか細かく表現できません。本編の中では丁寧に書けるようにしていきたいと思っています。

また、区民農園とか、そういった体験農園をやっていない人も確かにいらっしゃいます。4ページの上の説明書きにある通り、行動の広がりは一気に作り上げられるものではありません。最初は小さい団体でも、それをどんどん輪を広げていって、やっていない人、あるいはみどりにあまりなじみのない人たちも取り込んでいきたいと考えています。そこには中間支援組織の存在がありま

す。基本方針2でもそうなのですが、広がるイメージというところでは、中間支援組織の表現あるいは位置づけをわかりやすくしていきたいと思っています。

いずれにしても、本編では丁寧に表現していきます。骨子の案では、どこまで表現できるか難しいところがありますが、もう一度、今いただいたご意見で検討させていただきたいと思います。

D 委員

4ページは、例えばみどりのイベントに参加するとか、そういう文章でもいいと思いますので、一言欲しいかと思っています。

10ページの「9 重要な課題に対する方策」は、先ほど私が話したとおりです。このあたりと、さっきの葉っぱのいろいろなイメージの、区民の将来ビジョンというのがあってと思います。そういったところも組み合わせつつ、普及啓発のところと、協働という部分の仕分けとか、役割分担とかというのが、「8 施策の体系」の中で少し見えてくるといいと思っています。

最後に、カブトムシはとってもいいと思っているので、これはそのまま置いていただければと思います。

会 長

はい、ほかに。

E 委員

私も毎日ラジオ体操に出ていますが、最近の猛暑で、やはり木陰にいると非常に涼しい。それは当然のことなのですが、異常気象の中で、こういうみどりが気温を下げる役割をしているということも、ぜひ盛り込んでいただきたい。区民の人と一緒に、環境を守っていきましょうのようなことを、ぜひ入れていただければと思います。

それともう一つ、埼玉のほうの桜の木が外来種のカミキリによって枯れていくという現象が出ているそうです。練馬区のみどりを増やしていくことも当然なのですが、今ある木もしっかりと保全していく、守っていくという対策が、僕は必要ではないかと思っています。桜の木も、品種によっては50年たつと寿命になるものもあります。ですから、今ある木をどうやって守っていくのかということも、重要施策の中に入っていると思いますので、ぜ

ひもっとアピールしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

みどり推進課長 大変貴重な意見いただきました。まず1つが、環境面では、当然みどりの果たす役割は大変大きなものがあると思います。本編の中ではしっかり書き込んでいきますが、どのように骨子の中に盛り込めるかは調整をさせていただきたいと思います。

次に、樹木の保全については、区の実践としても大事なことです。この表現についても、どこまで書き込めるかというのはありますが、しっかり調査をしながら、行動に移っていかなくてはいけないと思っています。

樹木のチェックに、区民参加が入ることも重要だと思います。区民の皆さんが公園を管理している中で、この木は弱っているよ、この木は虫がついているよといった情報を、区のほうにも寄せていただく連携も必要です。こうした区民参加の形や、環境やCO₂の観点からも樹木の大切さといったことを、いろいろ盛り込んでいければと考えています。

副会長

前回から大変具体的な進捗があって、計画の改定に向けた基本的考え方が率直に書かれています。特に2ページでは、行政の責任感を非常に感じる表現になっていて、私は非常にいいと思っています。

目標に関して、これから考えていただければなと思うことが2つあります。

1つは、地域性の話がどういうところに入ってくるのかということです。例えば、交通のランドデザインを見ると、30年後の交通のあり方の多様性というものを踏まえたまちづくりというように描かれています。

土地利用とは違って、道路も道路なりの使い方がいろいろありますよということだと思います。であれば、住宅地もおそらく地域によって住宅地のあり方がそれぞれ違ってくるのではないかと思います。そうすると、おそらく地域らしいみどりの割合とか、地域らしいみどりということを考えていくことが非常に重要になってくるのではないかと思います。

このみどりの基本計画自体は全区的な計画ですから、

一律的という考えが重視されるのはいたし方ないと思います。しかし、30年後を考えますと、区の中の地域というのをどう考えるのか、残したいところで30%以上残すとか、そのよう地域性を踏まえた目標設定をつくっていけると、30年というスパンに合ってくるのではないかと思います。

もう一つは、量から質へというのは全国的な都市のみどりのトレンドかと思いますが、使うとか価値をみんなでシェアする取組みの目標が求められていると感じています。

そういったところは、市民がみずからやって、これはすばらしいみどりですよとPRする方法もあります。しかし、そのみどりが、いかに公益性があったり環境に対する改善効果があったりとか、そういった価値を見出し、それを評価して認めてあげる取組みが非常に価値の高いことになってくると思います。

それに対する目標があると、公共性の高いみどりを行政が認証してあげて、それを市民の方々が実際にみずからつくったり、みずから土地を活用したりという流れができると感じます。

大局的な話で申しわけないのですが、その2つの視点がプラスアルファで長期的に考えられるといいと思ったところです。

みどり推進課長 地域性ということでは、地域によってみどりが違います。当初、練馬を7つのブロックに分けて、地域の特性は浮き彫りにしてきました。しかし、目指す方向として、そこにあるみどりは全部大事なものとして残す取組みをしていくということでは同じですので、今回は地域の特性を出していません。ただ取組みとしては、その地域性は尊重しながら、地域の皆さんが守る仕組みづくりが重要になると思います。

また、先ほどのみどりに触れる価値であったり使い方であったりというところでは、公益性を見出せる仕組みづくりは、さまざま考えられると思います。区民会議からの提案の中にも、幾つもあります。特にみどりに接していくというところでは、協働の仕組みの中で具体的な動きとして出てくると思います。本編の中で、副会長が

言われたことがうまく盛り込んでいければいいと思います。また検討させてください。

副会長

目標として、暮らしのみどりの質を表現できると一番いいですね。実態調査をもとにということなのですが、実態調査では、どういうみどりなのか、緑視率がほんとうにいいのかということだと思います。花が並んでいる通りと、農地のあぜ道とでは、緑量としても緑視率としても大して変わりませんが、質が全く違うわけです。そういったその地域の暮らしのみどりをどのように調査するか、実態調査でも今後、ご考慮いただければと思います。

会長

区民委員の方、いかがでしょうか。

C 委員

手前みそになるかもしれませんが、私たちは役所のご協力とご支援を得て、紅しだれ桜を植える会というものを組織して進めています。その大きなタイトルは、皆さんに笑われるかもしれませんが、練馬に観光資源をつくらうと言っています。他区から観光客が来るということは、そこにすぐれたみどりがある、質のいい木がある、花があるということだと思います。

ですから、区民目線も大切ですが、よそから見てすばらしい、行ってみようというような、いわゆるシンボリックな樹木や虫を選定して、その地域性に合わせていく。よそからの目線でものを見ること、俯瞰するということが大切だと思います。

みどり推進課長

区民だけではなく、区外からも楽しみに来られるシンボリックな樹木は、魅力を高めるものだと思います。公共では手前みそになりますが、ローズガーデンというところでは多くの方に見ていただいています。

今言われた紅しだれでも結構ですが、民有のみどりにどんどん波及して行って、暮らしのみどりが豊かになるのは重要なことだと思います。

F 委員

すごく細かいことで大変恐縮ですが、2ページの絵で下の子どもの3人が後ろ向き歩いてしまっているの直

していただけたらと思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。逆向いていますので、もっとかわいくきれいに直します。まだこれは未定稿の形ですので、イメージだけ持っていただければと思います。

ほかにも、先ほどの将来イメージ図の中にも、カブトムシだけではなく、いろいろな生き物を入れていきたいと思っています。

会 長

私から委員として、2点ほど。

資料1 - 2です。目標の考え方を前回から事務局でいろいろ検討して出させていただきました。さらにまた検討いただきたい部分があります。1つは、数字目標を入れたことはわかりやすくいいと思うのですが、「公園や道路のみどりを増やす」は80haと書いてあります。これはプラス80なのか、総量が80になるのかという疑問があります。要は、今からプラス何倍にしますという考え方なのか、数字の設定の仕方を整理していただきたいと思っています。

あわせて、先ほど樹林地の保全も大事というご指摘がありました。もう一つ、都市農地をどう残すかということも大事な課題だと思います。今あるみどりを守るという目標設定が、この5つの大きな枠の中に入っていないのかということが気になります。公園や道路のみどり、住宅地のみどり、民のみどりをどれぐらいにするかということ、もう一回、ご検討いただくといいと思います。

それからもう一つ、さっきD委員から基本方針3がわかりにくいというお話がありました。ここで言わんとすることは、先ほどムーブメントという話がありましたが、人づくりみたいなことをきちんと進めていきたいと思います。あるいは副会長からあったように、地域らしさが出るようなみどりのまちをつくっていきましょうということなのか。やはり基本方針3の「魅力ある地域を育みます」という部分は、もうちょっと見える形にさせていただくといいと感じました。

みどり推進課長 先ほどの80haは、今後新たに増やしていくみどりの

量として設定していますが、補足がないとわかりにくいかと思えます。

また、都市農地も確かに民のみどりとなります。これをどのように保全していくのかは非常に大きな問題です。目標にどう盛り込むか検討させていただければと思えます。

あと、「基本方針3 みどりでつながる」がわかりにくいということについては、「魅力ある地域を育む」という部分を、もう少し表現を検討させていただければと思えます。

D 委員 企業とか事業者が持っているような緑地というのはどういう位置づけになりますか。例えば、資料1-2の中の目標に入るのかと思ったのですが。

みどり推進課長 これは大きく分けて、住宅地の中に入ると考えています。企業の敷地の中のみどりも生活の中に入っていると思っています。

D 委員 企業の方や事業者の方がご自分たちも自分事で考えていただけるといいと思えますので、そういった記載もあるといいと思っています。ご検討お願いします。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

C 委員 全体としては、私は議論が尽くされたような気がしますが、あとは、これを微調整するのも結構ですが、早く行動に移すことです。行動を起こす過程でいろいろな問題が出てくる。そこでやはり適宜考えていくことが必要です。

会 長 当然、見直しもあるかと思えます。
大きなポイントについてはご意見いただいたようです。次回の答申に向けて、本日いただいたご意見、ご質問等を、事務局で再整理していただきたいと思えます。
それでは、次に、報告事項に入りたいと思えます。
報告案件です。保護樹木に関する報告の(1)と(2)、新規指定と指定解除について、事務局より説明をお願いします。

します。

みどり推進課長 それでは、報告事項(1)と(2)の保護樹木の新規指定と指定解除について、資料2と資料3を一括して説明いたします。

まず、保護樹木7件の新規指定について、資料2をお願いします。資料2の1ページから3ページまで、こちらその1からその3になりますが、所在地は石神井町3丁目、同じ所有者の敷地内にあるホオノキが1本、ケヤキが2本です。幹周及び指定年月日は記載のとおりです。なお、2ページの写真では、郵便局の車がとまっていますが、所有者が郵便局に駐車場として貸しているということで、郵便局の敷地ではありません。

次に4ページをお願いいたします。所在地が貫井2丁目、所有者の敷地内にあるソメイヨシノ1本です。幹周及び指定年月日は記載のとおりです。

次に5ページと6ページをお願いします。所在地が関町南4丁目、同じ所有者の敷地内にあるケヤキ1本、ソメイヨシノ1本です。幹周及び指定年月日は記載のとおりです。

7ページのその7になります。大泉学園町4丁目、所有者の敷地内にあるイチヨウ1本です。幹周及び指定年月日は記載のとおりです。

以上7件、いずれも樹形、樹勢等を確認して、保護樹木としてふさわしいものであると判断したものです。

新規指定の報告は以上です。

続いて、指定解除です。資料3の1ページ、1番です。所在地が富士見台2丁目、所有者の敷地内にあるソメイヨシノです。解除の経緯は、母屋の建て替えに伴い、所有者より解除の申し出を受けたものです。

その下の2番です。所在地が早宮3丁目、所有者の敷地内にあるケヤキです。こちらは写真がついていませんが、自宅の増改築に伴い伐採されてしまいました。解除申請について失念していたとのこと。現地確認ができませんでしたので、条例第22条第1項第4号の区長が特に認めるときを適用して、指定を解除しました。

2ページ、3番です。所在地が関町南4丁目、所有者の敷地内にあるソメイヨシノです。解除の経緯ですが、

本年3月に行った樹木医の精密診断の結果、樹木に腐朽が進み、幹に開口空洞があり、これが今後も進行する可能性が高く、伐採検討を要す、という診断になったことから、所有者から解除の申し出を受けたものです。

その下、4番です。所在地が石神井台5丁目、所有者の敷地内にあるケヤキ8本です。こちら写真がありません。解除の経緯ですが、職員が巡回中に保護樹木が全て伐採されていることがわかりました。所有者に確認したところ、枝折れが目立ち、自宅建物や隣接地に落下することが増え、不安なため伐採したとのことでした。解除の申請は失念していたということです。既に伐採されていることから確認ができないため、条例第22条第1項第4号の区長が特に認めたときを適用し、指定を解除しました。

以上、指定解除のご報告をさせていただきましたが、失念ということがないように、今後も所有者にはよく説明をしてみたいとともに、しっかり管理をしていただくようお願いをしていきたいと考えています。今回は、解除はやむなしということで判断をしたものです。

なお、本日の資料の最後に、参考資料としまして、保護樹木、保護樹林、名木の制度について添付してあります。その裏面の一番下に、桜のところ直近の保護樹木、樹林、名木の本数を入れてありますので、お目通しいただければと存じます。

報告は以上です。

会 長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは次に、「その他」です。事務局から何かありますか。

みどり推進課長 それでは、次回の日程についてお知らせいたします。次回の緑化委員会は、10月19日金曜日午前10時から、場所は第一委員会室で開催を予定しています。ご都合のほど、よろしく申し上げます。

会 長 次回緑化委員会は10月19日10時ということです。

改めてご案内が行くかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、委員の皆様から何かござひますか。よろしいでしょうか。

それでは本日の緑化委員会の案件は全て終了しましたので、本日は閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

了